

平成 25 年 3 月 1 日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 御中

森永ヒ素ミルク中毒事件 資料館

館長 岡崎久弥

〒700-0811 岡山市北区番町 1-10-30

Tel. 086-224-0737

平成 25 年 2 月 20 日に発生した、  
「厚生労働省職員による森永ヒ素ミルク中毒事件被害者名簿等の紛失」  
に関する公開質問状

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先般、2 月 20 日に都内で発生しました貴省職員による森永ヒ素ミルク中毒事件患者名簿 455 人及び裁判関係者の個人情報紛失という事態に関しまして、以下の通り質問申し上げますので、ご回答方宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

はじめに

今回の事態は、例えば、“民間企業の社員が顧客のデータをファイル交換ソフトで流出させてしまった”という類の個人情報紛失のレベルとは、全く桁違いの重大性を有する問題であり、公害被害者の名簿を公共空間で紛失するという事態は、おそらく、戦後行政史の中では初めての重大な不祥事であり、被害者の人権をあまりに軽く考えている行為であると言えます。

- ア) 貴省のホームページでは、何の目的から、これだけ多量の被害者の名簿を長距離に移動させていたかについて、極めて曖昧な説明しか行われておりません。貴省は、職員が大量の被害者名簿を携帯していたのは、あたかも“裁判上の都合から自然であるかのごとく”の説明をされています。しかし、貴省がホームページで別添PDFを製作公開し、そこで、わざわざ、原告は「一人」と強調されていることからみても、この名簿は全く不要と思われます。貴省ホームページで公表されている説明は最小限かつ不自然であり、名簿の所属と移動履歴、貴省内作成名簿を貴省内から持ち出したのか、或いは岡山で何者かから譲渡されたのか、貴省が岡山で何者かに譲渡・公開しようとしたのか、の事実関係等について、更なる真相解明と説明責任を求めるものです。
- イ) 被害者は今もなお後遺症に苦しめられているばかりか、更に氏名が特定された場合、結婚や就職などにおいて、家族親戚・子どもの世代にまで及ぶ日常的で厳しい差別に苦しんでいます。このような環境の中で、その大量の患者名簿を外部へ持ち出した上に紛失などという事態は、絶対にあってはならないことです。メディア関係者でも被害者取材には多大の神経を払っておられ、最高度にセンシティブなデータといえます。それを電車の網棚に放置など、まさに「パンドラの箱を開ける」に等しい被害者を軽んずる行為とも言えます。さらには、企業と国の癒着で 20 年近くにわたり抹殺され、痛めつけられた被害者にとって、半世紀後に再度降って湧いた追い討ちにも匹敵する衝撃的な事態です。そのきわめて慎重に取り扱われるべき名簿を電車の「網棚に紙袋入りで放置して、携帯で音楽を聴いていた」という一部報道内容からみられるような、貴省の公害被害者を軽んじる姿勢には信じ難いものがあり、憤りを禁じえません。このような取り扱いを生んだ背景事情について徹底的な真相究明と説明責任を求めます。
- ウ) 以下の通り、当館は学術研究機関として質問状を発し、貴省の見解を問います。

## 【質問内容】

1. 今回「紛失した名簿」(以下、「名簿」と称す)の作成元の組織名と帰属先の組織名。
2. 被害者のどんな情報が含まれているのか？(実名では当然必要ではなく、障害の軽重、姓名、後見人、年齢、住所、などデータのカテゴリ別に詳細をご説明いただきたい。現被害者団体に所属していない、多くの被害者の遺族・子息への差別事案の発生懸念も含まれる。)
3. 名簿は
  - ア)職員(以下、「貴省当該職員」と称す)が貴省内から持ち出し岡山まで運んだものか？
  - イ)それとも岡山で貴省以外の団体から譲渡されたものか？
4. 前項3のア)の場合、裁判の原告は一人であり、455名もの大量の患者名簿は裁判に不要と思われるが、何の目的をもって、貴省当該職員が岡山まで運搬したのか？
5. 前項3のイ)の場合、譲渡元の団体名を公開していただきたい。
6. 貴省当該職員が自宅にまで持ち帰ろうとしていたのはなぜか？
7. なぜ貴省当該職員は自分のカバンにいれず、紙袋に入れていたのか？
8. なぜ貴省当該職員は、手元から離れたのか？
9. 貴省及び貴省当該職員は被害者が差別に晒されている現実をご承知か？
10. 貴省当該職員はこの一件で何らかの処分を受けたのか？
11. 貴省は報道向けのホームページでPDFファイルを公開し、本件訴訟の原告をわざわざ「(1名)」と書き、内容を「生活手当ての額が低い」ときわめて大雑把に表現しているが、これは被告としての主張か？それとも省庁としての説明か？
12. 今後にも悪用される危険性を防止するための有効な対策をどう考えているのか？そして、紛失した被害者対象者への個別の説明責任はどうするのか？
13. なおこの質問状は当資料館ホームページで公開します。

ご回答は、文書にてお願いします。なお、僭越ながら、御熟考の期間を1週間程度と考え、ご回答期限を仮設定で平成25年3月11日とさせていただきます。ただし、貴省のご都合もあるでしょうから、期限延長等のご希望があるときは、文書でもってご連絡ください。誠意をもって調整を図りたいと存じます。但し事実認定に関する質問であることをご承知おきください。

また、透明性を期するため貴省からのご回答文面も当館ホームページで公開させていただきますことを、付け加えておきます。なお追加の質問をさせていただく場合もございますので、宜しく願い申し上げます。

以上